

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年12月22日
【会社名】	株式会社 ヤマコー
【英訳名】	YAMAKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 康博
【本店の所在の場所】	山形市鉄砲町二丁目13番18号
【電話番号】	023(622)5181(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 草刈 健
【最寄りの連絡場所】	山形市鉄砲町二丁目13番18号
【電話番号】	023(622)5181(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 草刈 健
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月2日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所には_____を付しております。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

当該吸収分割に係る割当ての内容

(訂正前)

蔵王観光開発株式会社が本分割に際して、対価として同社普通株式190,000株を当社に割当てする予定であります。

(訂正後)

蔵王観光開発株式会社が本分割に際して、対価として同社普通株式100株を当社に割当てするものであります。

その他の吸収分割契約の内容

イ．分割の日程

(訂正前)

分割契約承認取締役会 平成26年5月30日
吸収分割契約締結日 平成26年6月4日(予定)
吸収分割の効力発生日 平成26年10月2日(予定)

なお、本分割は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(訂正後)

分割契約承認取締役会 平成26年5月30日
吸収分割契約締結日 平成26年6月4日
吸収分割の効力発生日 平成26年10月2日

なお、本分割は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

ハ．承継会社が承継する権利義務

(訂正前)

分割契約書の記載に従って、当社が平成26年9月30日に有する資産、負債及び権利義務の一部を承継する予定であります。

(訂正後)

分割契約書の記載に従って、当社が平成26年9月30日に有する資産、負債及び権利義務の一部を承継するものであります。

(訂正前)

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(平成26年10月2日(予定))

商号	蔵王観光開発株式会社
本店の所在地	山形市鉄砲町二丁目13番18号
代表者の氏名	代表取締役社長 小関 和夫
資本金の額	95,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	索道事業

(訂正後)

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	蔵王観光開発株式会社
本店の所在地	山形市鉄砲町二丁目13番18号
代表者の氏名	代表取締役社長 小関 和夫
資本金の額	95,000千円
純資産の額	148,392千円
総資産の額	944,287千円
事業の内容	索道事業